

答申第5号
平成19年12月28日

青森県知事 三村 伸吾 殿

青森県個人情報保護審査会
会長 大澤一實

青森県個人情報保護条例の改正について（答申）

青森県個人情報保護条例第48条第1項の規定により平成19年11月26日付け青総第462号で
諮問されたことについて、別添のとおり答申します。

別 紙

地方独立行政法人の設立に伴い条例改正する必要があると考えられる事項等について

答 申

平成19年12月28日

青森県個人情報保護審査会

答申に当たって

本審査会は、平成19年11月27日に青森県知事から青森県個人情報保護条例の改正について諮問を受けたところである。

諮問事項は、青森県が平成20年4月1日から順次、青森県立保健大学及び青森県工業総合研究センター等の試験研究施設を地方独立行政法人とする方向で検討しており、これに伴い県が設立する地方独立行政法人を実施機関に加えること等である。

これを受け、当審査会は、県が設立する地方独立行政法人は県とは別人格の法人であるが、地方独立行政法人法で定める設立目的及び組織形態から、実質的に県の一部を構成する法人であることから、県と同様に個人の権利利益を保護するため、県と同様の個人情報保護制度を行うようにするための措置を講ずべきものであるという基本的な考え方のもと、慎重に審議を行ったところである。

本審査会は、知事においては、青森県立保健大学及び青森県工業総合研究センター等の試験研究施設を地方独立行政法人とした後も、引き続き個人情報保護制度が実施されるよう、この答申の趣旨を踏まえた条例の改正案を議会に上程することを希望するものである。

目 次

第1 実施機関

県が設立する地方独立行政法人	1
----------------	---

第2 その他の事項

1 保有個人情報、個人情報取扱事務の登録等	2
2 県が設立する地方独立行政法人に対する異議申立て	3
3 改正条例の施行日	4
4 対象保有個人情報の範囲	5

参 考

1 審査会の処理経過の概要	6
2 青森個人情報保護審査会委員名簿	7
3 青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）	8

第1 実施機関

県が設立する地方独立行政法人

県が設立する地方独立行政法人を、条例上の実施機関とする。

【説 明】

(1) 県では、青森県立保健大学及び青森県工業総合研究センター等の試験研究施設の地方独立行政法人への移行に関し、青森県立保健大学については、平成20年4月1日に公立大学法人青森県立保健大学を設立することとし、また、試験研究施設については、平成21年4月1日に一つの地方独立行政法人を設立することとしている。青森県立保健大学等が地方独立行政法人となった場合は、青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）においては、県が設立する地方独立行政法人は実施機関とされていないため、県立保健大学等は、県と同様の個人情報保護制度を実施する責務はなくなることとなる。

また、地方独立行政法人は個人情報の保護に関する法律の「個人情報取扱事業者」から除かれているため、同法の規定の適用を受けることもないことから、青森県立保健大学等に対する個人情報保護制度のための法制上の措置はなくなることとなる。

(2) 国レベルでは、独立行政法人、特殊法人又は認可法人が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の対象法人とされているところである。これは、独立行政法人通則法及び各法人の設立法で定める設立目的及び組織形態から、実質的に政府の一部を構成する法人であり、行政機関と同様の個人情報保護制度を実施するためである。

(3) 県が設立する地方独立行政法人は、県とは別人格の法人であるが、地方独立行政法人法で定める設立目的及び組織形態から、実質的に県の一部を構成する法人であり、県と同様に個人の権利利益を保護するため、県と同様の個人情報保護制度を行うようにするための措置を講ずべきものである。

(4) また、青森県立保健大学等は、現在は条例上の実施機関として個人情報保護制度を実施しているものであり、法人設立後も、引き続き個人情報保護制度を実施すべきである。

(5) このため、県と同様の個人情報保護制度を行うようにするための措置として、県が設立する地方独立行政法人を条例上の実施機関とすべきである。

第2 その他の事項

1 保有個人情報、個人情報取扱事務の登録等

県が設立する地方独立行政法人を実施機関とすることに伴い、「実施機関の職員」に当該法人の役員を加える。

また、「県の職員」に当該法人の役員及び職員を加える。

【説 明】

- (1) 条例第2条第5号は、「保有個人情報」の範囲について定めたものである。
- (2) 「実施機関の職員」とは、知事、議会の議員、行政委員会の委員及び監査委員のほか、実施機関の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、実施機関の附属機関の委員を含むとされている。
- (3) 県が設立する地方独立行政法人について、上記(2)の実施機関の職員に相当するのは、当該法人の役員及び職員であることから、これを明確化することとして、「実施機関の職員」に役員を加えるべきである。
- (4) また、条例第6条第4項第1号は、県の職員の人事、給与に関する事項を個人情報取扱事務登録の対象外としたものである。これは、使用者としての県と被用者としての職員との関係に基づく内部管理的な情報であり、登録簿に記載して一般の閲覧に供する必要性に乏しいこと等によるものである。
- (5) 県が設立する地方独立行政法人についても同様に、当該法人の役員及び職員の人事、給与に関する事項を個人情報取扱事務登録の対象外とすることから、同号に当該法人の役員及び職員を加えるべきである。

第2－2 県が設立する地方独立行政法人に対する異議申立て

県が設立する地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服のある者は、行政不服審査法による異議申立てをすることができる旨の規定を新たに設ける。

また、県が設立する地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等について、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合は、現行の実施機関と同様に、青森県個人情報保護審査会に諮問する。

【説明】

- (1) 県が設立する地方独立行政法人を実施機関とした場合、当該地方独立行政法人が行う条例上の開示決定等に対する不服があった場合は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が適用されることとなる。
- (2) また、当該地方独立行政法人が行った開示決定等に対する不服申立てについては、上級行政庁は存在しないと解され、さらに、当該地方独立行政法人等が自らの名と責任において開示決定等を行うものであるため、この不服申立ては、当該地方独立行政法人等に対する異議申立てとなる。
- (3) 国レベルでは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第42条第1項において、対象法人である独立行政法人、特殊法人又は認可法人が行った同法に基づく開示決定等については処分性が認められることを前提に、異議申立てができるという規定を確認的においたという経緯があるところである。
- (4) このため、県が設立する地方独立行政法人が行う条例上の開示決定等が行政処分となり、行政不服審査法に基づく異議申立ての対象となることについて疑義が生じないよう、県が設立する地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服のある者は、行政不服審査法による異議申立てをすることができる旨の規定を確認的に新たに設けるべきである。
- (5) さらに、県が設立する地方独立行政法人が行った開示決定等について、行政不服審査法による異議申立てがあった場合においては、第三者的立場からの評価を踏まえて判断することにより、より客観的で合理的な解決を行えることから、現行の実施機関と同様に、原則として青森県個人情報保護審査会に諮問すべきである。

第2－3 改正条例の施行日

改正条例の施行日（実施機関とする日）は、平成20年4月1日とする。

【説 明】

県では、青森県立保健大学及び青森県工業総合研究センター等の試験研究施設の地方独立行政法人への移行に関し、青森県立保健大学については、平成20年4月1日に公立大学法人青森県立保健大学を設立することとし、また、試験研究施設については、平成21年4月1日に一つの地方独立行政法人を設立することとしている。

のことから、県が設立する地方独立行政法人を条例上の実施機関とする改正条例の施行日（実施機関とする日）は、平成20年4月1日とすべきである。

第2－4 対象保有個人情報の範囲

県が設立する地方独立行政法人の開示請求の対象となる保有個人情報の範囲は、その保有するすべての保有個人情報とする。

【説明】

- (1) 県が設立する地方独立行政法人は、県と同様に県民に対する説明責務を果たす観点からすると、その保有するすべての保有個人情報についてアクセスする機会が保障されることが必要であると考えられる。
- (2) このため、開示請求の対象となる保有個人情報の範囲は、県が設立する地方独立行政法人の保有するすべての保有個人情報とすべきである。

参考1

審査会の処理経過の概要

年　月　日	処　理　内　容
平成19年11月27日 (第14回審査会)	<p>○知事から青森県個人情報保護条例の改正について諮問を受けた。</p> <p>○諮問事項の審議を行った。</p> <p>〔第1 実施機関 　　県が設立する地方独立行政法人 第2 その他の事項 　　1 保有個人情報、個人情報取扱事務の登録等 　　2 県が設立する地方独立行政法人に対する異議申立て 　　3 改正条例の施行日 　　4 対象保有個人情報の範囲〕</p>
平成19年12月19日 (第15回審査会)	○答申案等の検討を行った。
平成19年12月28日	○知事に対して答申した。

参考2

青森県個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
オオサワ カスミ 大澤一實	弁護士	会長
コノヘ マサアキ 五戸雅彰	弁護士	会長職務代理者
ススキ イクコ 鈴木育子	フリーアナウンサー	
ヒノタツヤ 日野辰哉	弘前大学人文学部講師	
フルタテ 古館きよ	学校法人さつき幼稚園園長	

参考3

青森県個人情報保護条例

(平成10年12月青森県条例第57号)

改正 (平成11年10月青森県条例第53号)

改正 (平成11年12月青森県条例第59号)

改正 (平成12年3月青森県条例第110号)

改正 (平成13年3月青森県条例第15号)

改正 (平成14年7月青森県条例第61号)

改正 (平成16年3月青森県条例第13号)

改正 (平成17年3月青森県条例第21号)

改正 (平成19年3月青森県条例第17号)

改正 (平成19年7月青森県条例第57号)

目次

第1章 総則(第1条ー第5条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い (第6条ー第13条)

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止 (第14条ー第37条)

第3節 雜則 (第38条ー第40条)

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護 (第41条ー第47条)

第4章 青森県個人情報保護審査会 (第48条ー第57条)

第5章 雜則 (第58条ー第60条)

第6章 罰則 (第61条ー第66条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び警察本部長をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (6) 個人情報電算ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、個人情報の適正な取扱いの確保その他の個人情報の保護に関し必要な施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、県が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に努めるとともに、自己以外の者に関する個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び次条第2項に規定する利用目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の項目
- (5) 個人情報の取得先及び提供先
- (6) 個人情報電算ファイルが利用に供されるときは、その名称
- (7) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 県の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの

- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第1項第4号、第5号若しくは第7号に掲げる事項の一部若しくは全部を個人情報取扱事務登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、次条第2項に規定する利用目的に係る個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を個人情報取扱事務登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しないことができる。

(保有の制限等)

第7条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(取得の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき取得するとき。

- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として取得するとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき取得するとき。

- (2) 本人の同意を得て取得するとき。

- (3) 出版、報道その他の方法により公にされたものから取得するとき。

- (4) 他の実施機関から提供を受けて取得するとき。

- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (6) 国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人から取得することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

- (7) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として取得するとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、本人から取得したのでは当該個人情報の利用目的の達成に支障が生ずるおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから取得することに相当の理由があると認められるとき。

4 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

- (3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の組織に限るものとする。

4 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(情報機器の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する方法により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。

(安全性及び正確性の確保等)

第11条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

3 実施機関は、利用目的を達成したこと等により保有個人情報を保有する必要がなくなったときは、これを確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(職員等の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委託に伴う措置等)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報について、その取得の方法若しくは利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失若しくはき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は実施機関が個人情報取扱事務を行わせている指定管理者は、当該個人情報取扱事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務又は実施機関が指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定する

に足りる事項

(3) 前2項に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類等で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する決定、通知等）

第16条 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示する保有個人情報の利用目的を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第4項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 前項の場合において、開示請求があった際、直ちに、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示するときは、開示請求者に対する通知は、口頭ですることができる。

3 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第23条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合又は前項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合において、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲をこれらの規定による通知（以下「開示等の決定通知」という。）に係る書面に記載しなければならない。

5 開示等の決定通知は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があつた日から45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、開示等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

7 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にそのすべてについて開示等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第5項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この項の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの保有個人情報に係る開示等の決定通知をする期限

8 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報を開示しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（1）第5項に規定する期間内に開示等の決定通知がない場合（当該期間内に第6項後段又は前項後段の規定による通知があつた場合を除く。）開示請求に係る保有個人情報

（2）第5項に規定する期間内に第6項後段の規定による通知があつた場合において、同項の規定により延長された開示等の決定通知の期限までに開示等の決定通知がないとき 開示請求に係る保有個人情報

（3）第5項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があつた場合

イ 前項前段に規定する開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示等の決定通知をすべき期間内に当該開示等の決定通知がないときには、開示請求に係る保有個人情報

ロ 前項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る開示等の決定通知がないときには、当該残りの保有個人情報

（事案の移送）

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において前条第1項又は第3項の決定（以下「開示決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第18条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者（第14条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。第21条第1項第3号から第5号まで及び同条第3項において同じ。）以外の者（以下の条及び第36条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、

意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第1項第4号ロ、同項第5号ただし書又は同項第9号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第36条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第19条 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するとき、その他相当の理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複写した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、行うことができる。

- (1) 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている文書、図画又は写真の閲覧又は写しの交付
- (2) フィルムに記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されているフィルムの視聴又は写しの交付
- (3) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法
- 4 保有個人情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムに記録されている保有個人情報については、当該文書、図画、写真若しくはフィルムの写し又はこれらを複写した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が開示等の決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。
- 5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。
- 6 第15条第2項の規定は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

（口頭による開示請求等）

第20条 保有個人情報のうち、開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報として実施機関が定める保有個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、第16条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が別に定める方法により、直ちに当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。
- 3 第15条第2項の規定は、前項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

（開示義務）

第21条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例の規定により開示することができない情報
- (2) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により開示することができない情報
- (3) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する必要があると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (5) 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人

等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- (6) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
 - (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (8) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
 - (9) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- 7 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 8 開示請求に係る保有個人情報に第1項第4号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- (裁量的開示)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(前条第1項第1号又は第2号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(費用負担)

第24条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

2 開示請求をして電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

(法令又は他の条例による開示の実施との調整)

第25条 実施機関は、法令又は他の条例(青森県情報公開条例を除く。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第19条第1項各号及び第20条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、第19条第1項本文及び第20条第2項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第19条第1項第1号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(訂正請求権)

第26条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(第19条第1項若しくは第20条第2項又は前条第1項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたものに限る。第32条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、

この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手続）

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は訂正請求をしようとする者に、同条第3項の規定は訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）について準用する。

（訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する決定、通知等）

第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求があった場合において、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 前2項の規定による通知（以下「訂正等の決定通知」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日から60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、訂正等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 訂正請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から60日以内にそのすべてについて訂正等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に訂正等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報に係る訂正等の決定通知をする期限

6 実施機関は、前項に該当する場合を除き、訂正等の決定通知に特に長期間を要すると認めるときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正等の決定通知をする期限

7 訂正請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報の訂正をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(1) 第3項に規定する期間内に訂正等の決定通知がない場合（当該期間内に第4項後段、第5項後段又は前項後段の規定による通知があつた場合を除く。） 訂正請求に係る保有個人情報

(2) 第3項に規定する期間内に第4項後段の規定による通知があつた場合において、同項の規定により延長された訂正等の決定通知の期限までに訂正等の決定通知がないとき 訂正請求に係る保有個人情報

(3) 第3項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があつた場合

イ 第5項前段に規定する訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき訂正等の決定通知をすべき期間内に当該訂正等の決定通知がないときには、訂正請求に係る保有個人情報

ロ 第5項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る訂正等の決定通知がないときには、当該残りの保有個人情報

(4) 第3項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があつた場合において、同項の規定により延長された訂正等の決定通知の期限までに訂正等の決定通知がないとき 訂正請求に係る保有個人情報
（事案の移送）

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第17条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において前条第1項又は第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移

送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(訂正の実施の通知)

第31条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項及び第2項又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。
(利用停止請求の手続)

第33条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者に、同条第3項の規定は利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）について準用する。

(利用停止義務)

第34条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定、通知等)

第35条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定による通知（以下「利用停止等の決定通知」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があつた日から60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、利用停止等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 利用停止請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、利用停止請求があつた日から60日以内にそのすべてについて利用停止等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用停止等の決定通知をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に利用停止等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報に係る利用停止等の決定通知をする期限

6 実施機関は、前項に該当する場合を除き、利用停止等の決定通知に特に長期間を要すると認めるときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止等の決定通知をする期限

7 利用停止請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める保有個人情報の利用停止をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(1) 第3項に規定する期間内に利用停止等の決定通知がない場合（当該期間内に第4項後段、第5項後段又は前項後段の規定による通知があつた場合を除く。） 利用停止請求に係る保有個人情報

(2) 第3項に規定する期間内に第4項後段の規定による通知があつた場合において、同項の規定により延長された利用停止等の決定通知の期限までに利用停止等の決定通知がないとき 利用停止請求に係る保有個人情報

(3) 第3項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があつた場合

イ 第5項前段に規定する利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき利用停止等の決定通知をす

- べき期間内に当該利用停止等の決定通知がないときには、利用停止請求に係る保有個人情報
- ロ 第5項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの保有個人情報に係る利用停止等の決定通知がないときには、当該残りの保有個人情報
- (4) 第3項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された利用停止等の決定通知の期限までに利用停止等の決定通知がないとき 利用停止請求に係る保有個人情報
(不服申立てがあった場合の手続)
- 第36条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は前項第1項若しくは第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、青森県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。
- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第4項第2号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- 3 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。
- 4 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
(適用除外)
- 第37条 次に掲げる保有個人情報については、この節の規定は、適用しない。
- (1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報
- (3) 漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報
- 第3節 雜則
(苦情処理)
- 第38条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
(県が出資する法人の講ずる措置)
- 第39条 県が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、この章の規定に基づく実施機関の措置に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(施行事項)
- 第40条 この章の規定の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。
- 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護
(個人情報取扱指針)
- 第41条 知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（以下「個人情報取扱指針」という。）を定めなければならない。
- 2 知事は、個人情報取扱指針を定めようとするときは、あらかじめ、青森県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、個人情報取扱指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、個人情報取扱指針の変更について準用する。
(取扱いの適正化)
- 第42条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、事業者に対し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な取扱いのための措置について必要な助言及び指導を行うことができる。
(不適正な取扱いの是正措置)
- 第43条 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、書面により、

その取扱いを是正するよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、青森県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならぬ。

(苦情等の処理)

第44条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出又は相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(説明又は資料提出の要求)

第45条 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、その個人情報の取扱いに関し説明又は資料の提出を求めることができる。

(公表)

第46条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 正当な理由がなく第43条第1項の規定による勧告に従わなかつたとき。
 - (2) 正当な理由がなく前条の規定による説明又は資料の提出の要求に応じないとき。
 - (3) 前条の規定による説明又は資料の提出の要求に対して、虚偽の説明をし、又は虚偽の資料を提出したとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えるなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、青森県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならぬ。

(国及び県以外の地方公共団体との協力)

第47条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国又は県以外の地方公共団体に協力を求めるものとする。

- 2 知事は、国又は県以外の地方公共団体から事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護することを目的に協力を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

第4章 青森県個人情報保護審査会

(設置及び組織)

第48条 第36条第1項、第41条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第43条第2項及び第46条第3項の規定による諮問に応じて審査を行わせるほか、知事の諮問に応じて個人情報の保護制度の運営に関する重要事項を調査審議させるため、青森県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第49条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査権限)

第50条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見若しくは説明又は資料の提出を求めることが、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるこことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第51条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めるものとする。

- 2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた不服申立人又は参加人は、あらかじめ審査会が定めた人数の範囲内において、補佐人とともに出席することができる。
- 3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第52条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第50条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料等の写しの送付)

第53条 審査会は、第50条第3項若しくは第4項又は第51条第3項の規定により不服申立人等から資料又は意見書の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合を除き、不服申立人等（当該資料又は意見書を提出した者を除く。）に対し、当該資料又は意見書の写しを送付しなければならない。
(調査審議手続の非公開)

第54条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めるときは、公開することができる。
(答申書の送付等)

第55条 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
(守秘義務)

第56条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
(会長への委任)

第57条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第5章 雜則

(適用除外)

第58条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第14条に規定する届出統計調査によって集められた個人情報
- (2) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第12条の3に規定する統計報告の収集によって得られた個人情報
- (3) 青森県統計調査条例（昭和25年3月青森県条例第10号）第2条第1項に規定する統計調査によって集められた個人情報
(運用状況の公表)

第59条 知事は、毎年度、この条例の運用状況を公表しなければならない。

(施行事項)

第60条 この条例（第2章の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第61条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務若しくは実施機関が指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報電算ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第62条 前条に規定する者が、その職務上又は委託を受けた個人情報取扱事務若しくは指定管理者に行わせている個人情報取扱事務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第63条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第64条 第56条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第65条 第61条から第63条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第66条 偽りその他不正の手段により、第19条第1項又は第20条第2項の規定による保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。ただし、第31条及び第4章並びに附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、平成11年9月30日までに」とする。
(青森県情報公開条例の一部改正)
- 3 青森県情報公開条例の一部を次のように改正する。
第11条を削る。

第12条中「第10条各号」を「前条各号」に改め、「前条第1項の開示請求の場合にあっては、第10条第3号に該当する情報であって本人に係るものを除く。」を削り、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第2項中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「他の条例」の下に「青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）を除く。」を加え、同条を第15条とする。

第17条第1項中「第14条第1項及び第15条第3項」を「第13条第1項及び第14条第3項」に改め、同条を第16条とし、第18条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第4項中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改める。

附則第5項中「第15条第3項」を「第14条第3項」に、「第17条第1項」を「第16条第1項」に改める。

(青森県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日前になされた前項の規定による改正前の青森県情報公開条例第10条第3号に該当する情報が記録されている同条例第2条第2号に規定する公文書の開示の請求又は申出に係る開示については、なお従前の例による。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年9月青森県条例第39号）の一部を次のように改正する。
第1条第17号の2の次に次の1号を加える。

17の3 個人情報保護審査会委員

別表第2公文書開示審査会委員の項の次に次のように加える。

個人情報保護審査会委員	同 9,800円
-------------	----------

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第43号）の一部を次のように改正する。
第1条第17号の2の次に次の1号を加える。

17の3 個人情報保護審査会委員

「公文書開示審査会委員」

別表第3中「公文書開示審査会委員」を _____ に改める。

個人情報保護審査会委員」

(青森県統計調査条例の一部改正)

- 7 青森県統計調査条例の一部を次のように改正する。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「すみやかに」を「速やかに」に、「但し」を「ただし」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(調査票等の管理)

第8条 知事は、調査によつて集められた調査票その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

附 則（平成11年10月青森県条例第53号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月青森県条例第59号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月青森県条例第110号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月青森県条例第15号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月青森県条例第61号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

2 略

- 3 青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「国」の下に「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」を加える。

第19条第1項第4号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同項第7号及び第8号中「国の機関」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号ロ中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号ニ中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「又は独立行政法人等」を加える。

- 4 前項の規定による改正後の青森県個人情報保護条例第16条第1項及び第19条第1項の規定は、施行日以後になされた開示請求（同条例第13条第2項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月青森県条例第13号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「地方公共団体」の下に「、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第19条第1項第4号中「及び県以外の地方公共団体」を「、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項第7号中「及び県以外の地方公共団体の機関」を「、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人」に改め、同項第8号中「又は県以外の地方公共団体の機関」を「、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人」に改め、同号ロ中「又は県以外の地方公共団体」を「、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号ニ中「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

附 則（平成17年3月青森県条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成18年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

(公安委員会及び警察本部長の保有個人情報に係る適用区分)

2 第2条の規定による改正後の青森県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）のうち、公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得したものに係る改正後の条例第2章第2節の規定は、平成13年4月1日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報について適用し、同日前に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した保有個人情報については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現になされている第1条の規定による改正前の青森県個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第13条第1項による開示の請求、改正前の条例第22条第1項の規定による訂正等の請求及びこれらの請求に対する処分に係る不服申立て並びに改正前の条例第27条第1項の規定による是正の申出の処理については、なお従前の例による。

（青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

4 青森県住民基本台帳法施行条例（平成14年7月青森県条例第57号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第39条第1項」を「第48条第1項」に改める。

附 則（平成19年3月青森県条例第17号）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、改正前の青森県個人情報保護条例の規定により、知事が行った行政処分その他の行為又は知事に対して行った申請その他の行為のうち、公営企業として設置された病院事業に関する業務に係るものは、病院事業管理者が行った行政処分その他の行為又は病院事業管理者に対して行った申請その他の行為とみなす。

附 則（平成19年7月青森県条例第57号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

